

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前				
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表				
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号		
ち	(省略)	(省略)		ち	(同左)	(同左)		
	地方揮発油税法	昭和 30 年法律第 104 号			(同左)	(同左)		
	<u>地方法人税法</u>	<u>平成 26 年法律第 11 号</u>			(新設)	(新設)		
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表				
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語	
あ	相手国等	<u>第 39 条関係</u> <u>1</u>	租税条約等実施特例法第 2 条第 3 号に規定する相手国等	あ	(同左)	<u>第 47 条関係</u> <u>6 (注)</u>	(同左)	
き	(省略)	(省略)	(省略)	き	(同左)	(同左)	(同左)	
	給料等	○第 76 条関係 2	給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>共助対象国税</u>	<u>第 187 条関係</u> <u>1</u>	<u>租税条約等実施特例法第 11 条の 2 第 1 項に規定する共助対象国税</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)	
	合名会社等	第 33 条関係 3	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士		(同左)	(同左)	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士	

新旧対照表

			法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、 <u>弁理士法人</u> 、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人					法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、 <u>特許業務法人</u> 、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人
	(省略)	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	(同左)
そ	(省略)	(省略)	(省略)			そ	(同左)	(同左)
	租税条約等	<u>第 39 条関係</u> <u>1</u>	租税条約等実施特例法第 2 条第 2 号に規定する租税条約等				(同左)	<u>第 47 条関係</u> <u>6 (注)</u>
た	(省略)	(省略)	(省略)			た	(同左)	(同左)
	滞納処分の執行等	○第 153 条関係 3	滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収				(同左)	第 153 条関係 3
	(省略)	(省略)	(省略)				(同左)	(同左)

  

国税徴収法基本通達主要項目別目次  第 10 章 罰則  第 187 条関係 (滞納処分免脱罪)				国税徴収法基本通達主要項目別目次  第 10 章 罰則  第 187 条関係 (滞納処分免脱罪)					
趣旨	犯罪の成立	犯罪行為の態様	処罰を受ける者	告発	趣旨	犯罪の成立	犯罪行為の態様	処罰を受ける者	告発

新旧対照表

<p>公訴時効 <u>国外犯</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 条関係 定義</b></p> <p><b>附帯税</b> (利子税)</p> <p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、<u>第 75 条の 2 第 8 項</u>《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、相続税法第 52 条《延納等に係る利子税》、第 53 条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第 70 条の 4 第 35 項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第 70 条の 6 第 40 項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。</p> <p><b>納税者</b></p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録免許税法第 3 条《納税義務者》、通則法第 9 条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、第 9 条の 2 《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第 34 条《連帯納付責任》、<u>法人税法第 152 条第 1 項</u>《連帯納付の責任》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(10) (省略)</p> <p><b>法定納期限</b></p>	<p>公訴時効 (新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 条関係 定義</b></p> <p><b>附帯税</b> (利子税)</p> <p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、<u>第 75 条の 2 第 6 項</u>《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、<u>第 81 条の 23 第 2 項</u>《<u>連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税</u>》、<u>第 81 条の 24 第 6 項</u>《<u>連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税</u>》、相続税法第 52 条《延納等に係る利子税》、第 53 条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第 70 条の 4 第 35 項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第 70 条の 6 第 40 項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。</p> <p><b>納税者</b></p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 登録免許税法第 3 条《納税義務者》、通則法第 9 条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、第 9 条の 2 《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第 34 条《連帯納付責任》、<u>法人税法第 81 条の 28 第 1 項</u>《<u>連結子法人の連帯納付の責任</u>》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(10) (同左)</p> <p><b>法定納期限</b></p>
---	---

新旧対照表

<p>(国税を納付すべき期限)</p> <p>14 法第2条第10号本文の「国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法人税法第75条第1項《確定申告書の提出期限の延長》(同条第8項第1号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)<u>及び第75条の3《通算法人の災害等による確定申告書の提出期限の延長》の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合には、その延長された期限が法定納期限となる。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第14条関係 担保を徴した国税の優先権</b></p> <p>担保財産があるとき (担保提供に関する規定)</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法第40条の3の4第2項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の2第2項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》、第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予及び免除等》、第70条の6の4第1項《山林についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7第1項《非</p>	<p>(国税を納付すべき期限)</p> <p>14 法第2条第10号本文の「国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法人税法第75条第1項《確定申告書の提出期限の延長》、第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》、<u>第81条の23第1項《連結確定申告書の提出期限の延長》及び第81条の24第1項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例》</u>の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合には、その延長された期限が法定納期限となる。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第14条関係 担保を徴した国税の優先権</b></p> <p>担保財産があるとき (担保提供に関する規定)</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法第40条の3の4第2項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の2第2項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》、<u>第68条の88の2第2項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》</u>、第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免</p>
--	---

新旧対照表

上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、第137条の3第1項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》

(2)~(4) (省略)

第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先

法定納期限等

(通算法人の連帯納付責任に係る法人税又は地方法人税の法定納期限等)

12 法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》(地方法人税法第31条第1項において準用する場合を含む。)に規定する通算法人の連帯納付の責任に係る法人税又は地方法人税の法定納期限等は、法人税法第152条第1項の他の通算法人の法人税又は地方法人税法第31条第1項の他の通算法人の地方法人税に係る法定納期限等と同じである。

第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収

徴収できる場合

除》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予及び免除等》、第70条の6の4第1項《山林についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、第137条の3第1項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》

(2)~(4) (同左)

第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先

法定納期限等

(連結子法人の連帯納付責任に係る法人税の法定納期限等)

12 法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》に規定する連結子法人の連帯納付責任に係る法人税の法定納期限等は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る法定納期限等と同じである。

第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収

徴収できる場合

新旧対照表

(国税に不足すると認められるとき)

4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。以下この項において同じ。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（平成27.11.6最高判参照）。

なお、上記の判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（昭和47.5.25最高判参照）。

この場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3—7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。

(1)～(7) (省略)

第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務

納税義務を負う者

(合名会社等)

2 法第33条の「合名会社」、「税理士法人」、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士法人」、「弁理士法人」、「司法書士法人」、「行政書士法人」、「社会保険労務士法人」及び「土地家屋調査士法人」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法第576条第2項、第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、弁理士法第47条の4第1項、司法書士法第38条第1項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項、土地家屋調査士法第35条の3第1項参照）、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法第576条第3項、第580条参照）、「監査法人」とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監

(国税に不足すると認められるとき)

4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（平成27.11.6最高判参照）。

なお、上記の判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（昭和47.5.25最高判参照）。

この場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3—7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。

(1)～(7) (同左)

第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務

納税義務を負う者

(合名会社等)

2 法第33条の「合名会社」、「税理士法人」、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士法人」、「特許業務法人」、「司法書士法人」、「行政書士法人」、「社会保険労務士法人」及び「土地家屋調査士法人」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法第576条第2項、第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、弁理士法第47条の4第1項、司法書士法第38条第1項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項、土地家屋調査士法第35条の3第1項参照）、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法第576条第3項、第580条参照）、「監査法人」とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監

新旧対照表

査法人)及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人(無限責任監査法人)をいう(公認会計士法第1条の3第4項、第5項、第34条の7第4項、第5項、第34条の10の6第1項、第7項参照)。

(社員又は無限責任社員)

3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」(以下単に「無限責任社員」という。)とは、合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人(以下「合名会社等」という。)の債務につき、一定の条件の下に、合名会社等の債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう(会社法第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項から第3項まで、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第1項から第3項まで、弁理士法第47条の4第1項から第3項まで、司法書士法第38条第1項から第3項まで、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項から第3項まで、土地家屋調査士法第35条の3第1項から第3項まで)。

(注) (省略)

第34条関係 清算人等の第二次納税義務

(清算受託者に課されるべき国税等)

17 清算受託者に課されるべき、又は清算受託者が納付すべき国税は、その納める義務が信託法第2条第9項に規定する受託財産責任負担債務となるものが限られるが(信託法第21条第1項参照)、信託が終了した時又は残余財産の給付の時ににおいて成立していた国税に限られない。

なお、信託財産責任負担債務となる国税としては、例えば次に掲げるものがある。

(1) 法人課税信託(集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等を除いた信託のうち法人が委託者となる信託であって、一定の要件を備えたもの等をいう。法人税法第29号の2参照)に係る法人税(法人税法第4条の2参照)、消費税(消

査法人)及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人(無限責任監査法人)をいう(公認会計士法第1条の3第4項、第5項、第34条の7第4項、第5項、第34条の10の6第1項、第7項参照)。

(社員又は無限責任社員)

3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」(以下単に「無限責任社員」という。)とは、合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人(以下「合名会社等」という。)の債務につき、一定の条件の下に、合名会社等の債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう(会社法第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項から第3項まで、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第1項から第3項まで、弁理士法第47条の4第1項から第3項まで、司法書士法第38条第1項から第3項まで、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項から第3項まで、土地家屋調査士法第35条の3第1項から第3項まで)。

(注) (同左)

第34条関係 清算人等の第二次納税義務

(清算受託者に課されるべき国税等)

17 清算受託者に課されるべき、又は清算受託者が納付すべき国税は、その納める義務が信託法第2条第9項に規定する受託財産責任負担債務となるものが限られるが(信託法第21条第1項参照)、信託が終了した時又は残余財産の給付の時ににおいて成立していた国税に限られない。

なお、信託財産責任負担債務となる国税としては、例えば次に掲げるものがある。

(1) 法人課税信託(集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等を除いた信託のうち法人が委託者となる信託であって、一定の要件を備えたもの等をいう。法人税法第29号の2参照)に係る法人税(法人税法第4条の6第1項参照)、消

新旧対照表

<p>費税法第15条第1項参照)及び所得税(所得税法第6条の2第1項参照)                  (2)・(3) (省略)                  (注) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第35条関係 同族会社の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の範囲</b>                  (納付すべき国税)</p> <p>8 法第35条第1項の「納付すべき国税」には、所得税法第142条第2項《純損失の繰戻しによる還付》(同法第166条において準用する場合を含む。)又は法人税法第80条第10項《欠損金の繰戻しによる還付》(同法第144条の13第13項において準用する場合を含む。)若しくは地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法第58条第1項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額若しくは地方法人税額に対応する部分の金額が含まれる(通則法第19条第4項第3号ハ、第28条第2項第3号ハ参照)。</p>	<p>費税(消費税法第15条第1項参照)及び所得税(所得税法第6条の2第1項参照)                  (2)・(3) (同左)                  (注) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第35条関係 同族会社の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の範囲</b>                  (納付すべき国税)</p> <p>8 法第35条第1項の「納付すべき国税」には、所得税法第142条第2項《純損失の繰戻しによる還付》(第166条において準用する場合を含む。)又は法人税法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法第58条第1項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額に対応する部分の金額が含まれる(通則法第19条第4項第3号ハ、第28条第2項第3号ハ参照)。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第36条関係 実質課税額等の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b>                  (同族会社等の行為計算否認等による課税)</p> <p>7 法第36条第3号の「所得税法第157条(同族会社等の行為又は計算の否認等)若しくは第168条の2(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法第132条(同族会社等の行為又は計算の否認)、第132条の2(組織再編成に係る行為又は計算の否認)、第132条の3(通算法人に係る行為又は計算の否認)若しくは第147条の2(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法第64条(同族会社の行為又は計算の否認等)又は地価税法第32条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税」とは、これらの規定により課された通</p>	<p style="text-align: center;"><b>第36条関係 実質課税額等の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b>                  (同族会社等の行為計算否認等による課税)</p> <p>7 法第36条第3号の「所得税法第157条(同族会社等の行為又は計算の否認等)若しくは第168条の2(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法第132条(同族会社等の行為又は計算の否認)、第132条の2(組織再編成に係る行為又は計算の否認)、第132条の3(連結法人に係る行為又は計算の否認)若しくは第147条の2(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法第64条(同族会社の行為又は計算の否認等)又は地価税法第32条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税」とは、これらの規定により課された通</p>

新旧対照表

則法第24条から第26条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正又は決定に係る所得税、法人税、相続税、贈与税又は地価税をいう。

第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

納税義務の成立

(徴収すべき額に不足すると認められる場合)

- 1 法第39条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、滞納者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含む。)で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。以下この項において同じ。)により徴収できるもの(既に租税条約等(租税条約等実施特例法第2条第2号に規定する租税条約等をいう。以下同じ。)の規定に基づき、相手国等(同条第3号に規定する相手国等をいう。以下同じ。)に対し、徴収の共助の要請(同法第11条の2参照)をしていた場合には、その徴収の共助の要請により徴収できるものを含む。)の価額が、滞納者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう(平成27・11・6最高判参照)。

なお、上記の判定は、滞納処分を現実に執行し、又は徴収の共助の要請による徴収が現実に行われた結果に基づいてする必要はないものとする(昭和47・5・25最高判参照)。

この場合における財産の価額の算定については、第22条関係4によるほか、徴収の共助の要請により徴収できるものについては、相手国等の法令又は行政上の慣行により徴収の共助の要請に係る国税に優先する債権がある場合には、その債権の合計額に相当する金額をその財産の処分予定価額から控除して算定する方法その他その財産から徴収することができる認められる金額を算定する方法として適当な方法により財産の価額を算定する。

第47条関係 差押えの要件

差押えをすることができる者

- 4 法第47条の「徴収職員」とは、法第2条第11号《徴収職員の定義》に掲げる徴収

則法第24条から第26条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正又は決定に係る所得税、法人税、相続税、贈与税又は地価税をいう。

第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

納税義務の成立

(徴収すべき額に不足すると認められる場合)

- 1 法第39条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」の判定は、第22条関係4と同様であり、また、その判定の時期は、第33条関係1と同様である。

第47条関係 差押えの要件

差押えをすることができる者

- 4 法第47条の「徴収職員」とは、法第2条第11号《徴収職員の定義》に掲げる徴収

新旧対照表

職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第43条第1項、法第182条第1項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。

なお、滞納処分の引継ぎ（法第182条第2項、第3項、第183条第2項、第3項、第4項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第47条の「徴収職員」に含まれる。

(1)～(3) (省略)

(4) 法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》（地方法人税法第31条第1項において準用する場合を含む。）に規定する連帯納付の責任に係る法人税又は地方法人税をこれらの規定により連帯納付の責任を負うこととされた通算法人から徴収する場合 法人税法第152条第1項の他の通算法人の法人税若しくは地方法人税法第31条第1項の他の通算法人の地方法人税の納税地又は当該通算法人の各事業年度の所得に対する法人税若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員（法人税法第152条第2項、地方法人税法第31条第1項）。

差押えの対象となる財産

（財産の所在）

6 差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない。

なお、財産の所在については、相続税法第10条（（財産の所在））に定めるところに準ずるものとする。

（注） 法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合であっても、租税条約等の規定に基づき、相手国等に対し、徴収の共助の要請をすることができる場合がある（租税条約等実施特例法第11条の2参照）。

第89条関係 換価する財産の範囲等

職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第43条第1項、法第182条第1項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。

なお、滞納処分の引継ぎ（法第182条第2項、第3項、第183条第2項、第3項、第4項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第47条の「徴収職員」に含まれる。

(1)～(3) (同左)

(4) 法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》に規定する連帯納付の責任に係る法人税を連結子法人から徴収する場合 当該法人税の納税地又は当該連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を所轄する税務署に所属する徴収職員（同条第2項）。

差押えの対象となる財産

（財産の所在）

6 差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない。

なお、財産の所在については、相続税法第10条（（財産の所在））に定めるところに準ずるものとする。

（注） 法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合であっても、租税条約等（租税条約等実施特例法第2条第2号に規定する租税条約等をいう。以下同じ。）の規定に基づき、相手国等（同条第3号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に対し、徴収の共助の要請をすることができる場合がある（同法第11条の2参照）。

第89条関係 換価する財産の範囲等

新旧対照表

換価ができない場合

6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。

なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。

(1)～(6) (省略)

(7) 通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 4 項、第 41 条の 19 の 5 第 13 項、第 66 条の 4 の 2 第 4 項、第 66 条の 4 の 3 第 14 項、第 67 条の 18 第 13 項）

(8)～(18) (省略)

第 114 条関係 買受申込み等の取消し

(滞納処分の続行の停止があったとき)

2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。

(1) (省略)

(2) 通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取

換価ができない場合

6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。

なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。

(1)～(6) (同左)

(7) 通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》、第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 4 項、第 41 条の 19 の 5 第 13 項、第 66 条の 4 の 2 第 4 項、第 66 条の 4 の 3 第 14 項、第 67 条の 18 第 13 項、第 68 条の 88 の 2 第 4 項、第 68 条の 107 の 2 第 13 項）

(8)～(18) (同左)

第 114 条関係 買受申込み等の取消し

(滞納処分の続行の停止があったとき)

2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。

(1) (同左)

(2) 通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取

新旧対照表

引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》の規定により、国税の納税が猶予されたとき。

(3)～(10) (省略)

第153条関係 滞納処分の停止の要件等

(生活の窮迫)

3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下16において「滞納処分の執行等」という。）をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。

第187条関係 滞納処分免脱罪

趣旨

1 法第187条は、納税者又は納税者と一定の関係がある者が、納税者に対する滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税（租税条約等実施特例法第11条の2第1項に規定する共助対象国税をいう。以下同じ。）の徴収の共助の要請による徴収を免れ、又は免れさせる目的で、その納税者の所有に属する財産を、隠蔽、損壊その他財産の価値を減少させる等の行為をした場合には、それらの行為者に対し、一定の刑罰を科することを定めたものである。

犯罪の成立

(滞納処分の執行等を免れる目的)

引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》、第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定により、国税の納税が猶予されたとき。

(3)～(10) (同左)

第153条関係 滞納処分の停止の要件等

(生活の窮迫)

3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。

第187条関係 滞納処分免脱罪

趣旨

1 法第187条は、納税者又は納税者と一定の関係がある者が、納税者に対する滞納処分の執行を免れ、又は免れさせる目的で、その納税者の所有に属する財産を、隠ぺい、損壊その他財産の価値を減少させる等の行為をした場合には、それらの行為者に対し、一定の刑罰を科することを定めたものである。

犯罪の成立

(滞納処分の執行等を免れる目的)

新旧対照表

<p>2 法第187条第1項の「<u>滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的</u>」とは、<u>滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収の実益をなくそうとする意図をいう。</u></p> <p>(滞納処分等との関係)</p> <p>3 法第187条の犯罪の成立については、<u>滞納処分の執行若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収をしたかどうか又は滞納処分の執行若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収の対象となった国税の徴収ができたかどうかは、関係がない。</u></p> <p>犯罪行為の態様 (隠蔽)</p> <p>4 法第187条第1項の「<u>隠蔽</u>」とは、財産についての偽装売買、偽装贈与、財産の隠匿等によって、<u>徴収職員又は相手国等の税務当局の職員(徴収の共助の要請による徴収に関する事務に従事する者に限る。)</u>による財産の発見を困難にさせる行為をいう。</p> <p>処罰を受ける者 (情を知って)</p> <p>11 法第187条第3項の「<u>情を知って</u>」とは、納税者又はその財産を占有する第三者が、<u>滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れ、又は免れさせる目的で法第187条第1項所定の行為をすることを、10の者が知っていることをいう。</u></p> <p>国外犯</p> <p>14 <u>法第187条第1項から第3項までの罪は、納税者又はその財産を占有する第三者が日本国外において租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れ、若しくは免れさせる目的で法第187条第1項所定の行為をした場合又</u></p>	<p>2 法第187条第1項の「<u>滞納処分の執行を免れる目的</u>」とは、滞納処分の執行の実益をなくそうとする意図をいう。</p> <p>(滞納処分等との関係)</p> <p>3 法第187条の犯罪の成立については、<u>滞納処分を執行したかどうか又は滞納処分の対象となった国税の徴収ができたかどうかは、関係がない。</u></p> <p>犯罪行為の態様 (隠ぺい)</p> <p>4 法第187条第1項の「<u>隠ぺい</u>」とは、財産についての偽装売買、偽装贈与、財産の隠匿等によって、徴収職員による財産の発見を困難にさせる行為をいう。</p> <p>処罰を受ける者 (情を知って)</p> <p>11 法第187条第3項の「<u>情を知って</u>」とは、納税者又はその財産を占有する第三者が、<u>滞納処分の執行を免れ、又は免れさせる目的で法第187条第1項所定の行為をすることを、10の者が知っていることをいう。</u></p> <p>(新設)</p>
---	---

新旧対照表

<p>は情を知ってこれらの行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた場合にも適用される（同条第4項、第5項）。</p>	
--	--